

石川県出資法人等の情報公開の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、出資法人等の情報公開の推進に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(実施機関の指導)

第2条 実施機関は、出資法人等の情報の公開が推進されるよう必要な指導又は助言を行うものとする。

(出資法人等の責務)

第3条 出資法人等は、条例の趣旨にのっとり、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第1号、第2号及び第4項第1号に規定する法人
文書（図画、電磁的記録を含む。以下同じ。）の公開及び経営状況等の公表
- (2) 地方自治法施行令第140条の7第1項に規定する法人（前号に掲げる法人を除く。）
経営状況等の公表

(文書の公開)

第4条 前条第1号に掲げる法人は、別紙「出資法人等情報公開規程」に準拠して情報公開規程を定めるとともに、文書管理規程、事務処理規程等の整備を図り、これらを一般の閲覧に供するものとする。

(経営状況等の公表)

第5条 第3条各号に掲げる法人は、別表に掲げる区分に従い、同表に掲げる経営状況等に関する資料を主たる事務所に備え付け、一般の閲覧に供するとともに、当該出資法人等を所管する実施機関の主務課長に当該資料を同表に掲げる提出時期に2部提出するものとする。

- 2 主務課長は、前項の経営状況等に関する資料の提出があったときは、1部を課に備え付け、一般の閲覧に供するとともに、1部を行政情報サービスセンターに送付するものとする。
- 3 前2項の規定により、経営状況等に関する資料を一般の閲覧に供する期間は5年間とする。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、この要綱に基づく出資法人等の情報の公開は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表における公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく名称の基本資料及び決算に関する資料の提出については、なお従前の例による。

別表

区 分	経営状況等に関する資料	提出時期
基本資料	定款又は寄附行為 役員名簿 社員名簿（社団法人に限る。）	平成14年3月31日（変更等があったときは、その都度）
事業計画に関する資料	収支予算書 事業計画書	原則として、当該事業年度の開始前
決算に関する資料	業務報告書又は事業報告書 損益計算書又は収支計算書 正味財産増減計算書 貸借対照表 附属明細書 利益の処分（損失の処理） 財産目録 監査意見書 役員及び職員の状況	決算確定後速やかに

備考1 事業計画に関する資料にあっては平成14年4月1日に始まる事業年度に係る文書から、決算に関する文書にあっては平成14年3月31日に終了する事業年度に係る文書から適用する。

2 基本資料、事業計画に関する資料、決算に関する資料は、関係法令（社会福祉法、信用保証協会法、中小漁業融資法等）のそれぞれの規定に基づく名称の資料とし、当該出資法人等が任意に作成した明細書等を含むものとする。

3 決算に関する資料における明細等の記載事項は概ね次のとおりとする。

(1) 出資者及び出資額の明細等

(2) 主な資産及び負債の明細

ア 長期借入金、引当金等の明細

イ 現金及び預金、未収収益、未収金、短期借入金、未払金、未払費用その他の主な資産及び負債の明細

(3) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(4) 資産につき設定している担保権の明細

(5) 保証債務の明細

(6) 関係会社に関する事項

子会社・関連会社（当該法人が議決権を実質的に所有している会社をいう。以下同じ。）の株式の明細

(7) 出資先団体等に対する出資等の明細

(8) 子会社・関連会社に対する債権・債務の明細

(9) 主な費用及び収益の明細

ア 国庫補助金等の明細

イ 役員及び職員の給与費の明細

ウ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄附等の明細

(10) 役員及び職員の状況（平成19年3月31日に終了する事業年度に係る文書から適用する。）

常勤役員及び職員の区分ごとに人数（地方公共団体出向者及び退職者にあっては括弧書で内数を記載する。）、平均年齢並びに平均年収（2名以内の場合を除く。）の明細

（注）別紙の出資法人等情報公開規程は、内容が県条例と同趣旨のため当HPに掲載しておりません。